



様式第 16 号 (第 12 条関係)

令和 4 年 4 月 28 日

三豊市長 様

申請者 団体の所在地 三豊市高瀬町下勝間 2 3 4 7 番地 1
団体の名称 特定非営利活動法人
まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 川江 秀樹
電話番号 0 8 7 5 - 7 3 - 3 4 1 0

地域内分権推進交付金実績報告書

令和 3 年 4 月 26 日付け三政地第 156 号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第 13 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 11,891,574円

- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支決算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

令和3年度の事業報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

団体名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

所在地 三豊市高瀬町下勝間2347-1

電話番号 (0875) 73-3410

1 事業の成果

今年度は、会員数148名と15自主事業を行いました。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症のために計画していた自主事業が実施できなかつたり、何とかして実施をしたいと思う気持ちが強くいろいろ工夫をして取り組むことができた一年でした。

「まちづくり推進隊高瀬」の活動拠点施設の整備を行い、ワークショップや収益事業の作業所として活用が始まりました。コロナ過の中で地域住民の憩いの場としての活用はできませんでしたが、様々な取り組みをお知らせすることで、今後活用していただけるように務めて行きます。

昨年からはじめたオリジナルハーブティーもたくさんの方にご購入いただきました。さらなるアイデアで今後は県外にも売り出したいと意欲が出てきました。高瀬町産のさつまいもも好評でマルシェ開催が思うようにできないので産直で販売させていただき好評で完売しました。

自主事業同士の繋がりもでき、国市池で期間限定しか見れない中土手を見ていただく「国市池と竹灯りコラボレーション」を開催しました。「爺神山創生」のメンバーは竹の切り出し、「竹林再生」のメンバーは竹に穴をあけて加工、「国市池を美しくする会」のメンバーは池の整備や当日の駐車場係と、それぞれの自主事業ができることを行い、助け合って実施できたことが自主事業同士のつながりや自信になりました。

高瀬町内外からたくさんの方が訪れ、イベントの中止が相次ぐ中で灯りと人がつながる安らぐひと時の時間を楽しんでいただきました。

いつ終息するかわからないコロナ禍の中でも会員と地域住民の協力で感染症対策に取り組みながらコロナだからできないではなく、コロナでもできる環境作りをしたいと思います。

2 個別事業報告書

移譲業務 1

事業名	交通安全街頭キャンペーン		
事業内容	交差点における交通安全の立しゅうを行った。		
実施日時	令和3年4月9日・7月5日17:00~18:00 令和3年9月30日は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止		
実施場所	国道11号線・詫間琴平線の交差点4差路付近		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延べ人数 人)		
役務提供者	事務局員、三豊警察署、交通安全協会員 (実人数 人)		
	交通安全指導員、交通安全母の会、高齢者指導員 (延人数 70 人)		
予算額	収入額	9,720 円	支出額 9,720 円
決算額	内訳 受取交付金	9,720 円	内訳 会議費 9,720 円

移譲業務 2

事業名	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部事務局		
事業内容	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部に関する事務を行った。 (総会の開催、役員会、視察研修、町をきれいにする運動、ダンボールコンポスト受付配布等)		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 人)		
役務提供者	事務局員 (実人数 3人)		
	(延人数 人)		
予算額	収入額	－ 円	支出額 － 円
決算額	内訳 受取交付金	－ 円	内訳 － 円
	※三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部 (別会計) として事業を実施		

移譲業務 3

事業名	三豊市自治会連合会高瀬支部事務局		
事業内容	三豊市自治会連合会高瀬支部に関する事務を行った。 (総会開催、役員会、視察研修、広報配布)		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 人)		
役務提供者	事務局員 (実人数 3人)		
	交通安全指導員、交通安全母の会、高齢者指導員 (延人数 人)		
予算額	収入額	700,000 円	支出額 700,000 円
決算額	内訳 受取交付金	700,000 円	内訳 支払助成金 700,000 円
	※三豊市自治会連合会高瀬支部 (別会計) として事業を実施		

(2) まちづくり事業

本部事業 1

事業名	視察研修	
事業内容	新型コロナウイルス感染症拡大対策のため会員の視察は中止	
実施日時		
実施場所		
参加者・受益者	(延人数 人)	
役務提供者	(実人数 一人) (延人数 人)	
予算額	収入額 0 円	支出額 0 円
決算額	内訳 受取交付金 円	内訳 円

本部事業 2

事業名	まちおこし事業	
事業内容	活動拠点施設を完成させた。 オリジナルハーブティーの加工販売、加工品の製造販売、ワークショップの開催、マルシェの出店や独自の開催 さつまいも収穫体験やさつまいもの販売	
実施日時	通年	
実施場所	高瀬町・詫間町	
参加者・受益者	高瀬町内外 (延人数 150人)	
役務提供者	理事・事務局員 (実人数 一人) (延人数 70人)	
予算額	収入額 4,203,259 円	支出額 4,003,553 円
	内訳 受取交付金 927,301 円	内訳 事業支出 1,000 円
決算額	基金 2,000,000 円	業務委託費 285,452 円
	事業収入 1,076,252 円	諸謝金 63,875 円
	前年度繰越金 199,706 円	印刷製本費 5,320 円
		会議費 4,199 円
		通信運搬費 58,492 円
	収入 4,203,259 円	消耗備品費 224,893 円
	支出 4,003,553 円	消耗品費 282,154 円
	差引 199,706 円	食糧費 1,685 円
		水道光熱費 68,143 円
		賃借料 72,000 円
		リース料 48,180 円
		原材料費 77,060 円
		租税公課 114,100 円
	建物 2,563,000 円	
	什器備品 134,000 円	

自主事業 1

事業名	男女共同参画		
事業内容	男女共同参画週間に講演会開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止。		
実施日時			
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民	(延べ人数	人)
役務提供者	男女共同参画会員	(実人数	人)
		(延人数	人)
予算額	収入額	710 円	支出額 710 円
決算額	内訳 受取交付金	710 円	内訳 通信運搬費 710 円

自主事業 2

事業名	里山愛好会		
事業内容	高瀬町内の里山の登山道の整備。依頼を受けて小学校通学路の整備、茶畑周辺の整備の手伝い。 ボランティアガイドの依頼を受け、ガイドも行った。 七宝山山頂3か所に案内看板を設置した。		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民	(延人数	80人)
役務提供者	里山愛好会会員	(実人数	人)
		(延人数	132人)
予算額	収入額	760,727 円	支出額 760,727 円
決算額	内訳 受取交付金	760,727 円	内訳 諸謝金 107,000 円
			賃借料 10,000 円
			会議費 13,248 円
			消耗備品費 93,830 円
			消耗品費 51,022 円
			印刷製本費 195 円
			修繕費 15,762 円
			通信運搬費 2,440 円
			保険料 43,130 円
			構築物(看板) 423,500 円
			租税公課費 600 円

自主事業 3

事業名	楽しい農村づくり		
事業内容	まちおこし事業からの依頼で、さつまいも作り、かぼちゃ作りをした。 フェンスを購入しイノシシ除けの柵にした。		
実施日時	4/26・5/8・6/28・10/24・11/1		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	地域住民		(延人数 人)
役務提供者	楽しい農村づくり会員・理事		(実人数 人) (延人数 25人)
予算額	収入額	51,572 円	支出額 51,572 円
決算額	内訳 受取交付金	51,572 円	内訳 諸謝金 7,000 円
		円	消耗備品費 44,572 円

自主事業 4

事業名	健康づくり応援団		
事業内容	新型コロナウイルス感染症対策のため事業を行えなかった。		
実施日時			
実施場所			
参加者・受益者	高瀬町住民		(延べ人数 人)
役務提供者	健康づくり応援団会員		(実人数 人) (延人数 人)
予算額	収入額	0 円	支出額 0 円
決算額	内訳 受取交付金	0 円	内訳 0 円

自主事業 5

事業名	国市池を美しくする会		
事業内容	国市池周辺の草木の整備やゴミ拾いや看板のペンキ塗りも行った。 3月には、爺神山創生、竹林再生と合同で「国市池と竹あかりイベント」を開催し多くの方にご来場いただいた。		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民内外		(延人数 500人)
役務提供者	国市池を美しくする会会員		(実人数 人) (延人数 55人)
予算額	収入額	156,663 円	支出額 156,663 円
決算額	内訳 受取交付金	156,663 円	内訳 諸謝金 25,500 円
			消耗品費 58,431 円
			消耗備品費 70,000 円
			会議費 1,632 円
			業務委託費 1,100 円

自主事業 6

事業名	麻城跡を守る会		
事業内容	麻城跡周辺と道の整備を行った。		
実施日時	7/4		
実施場所	麻城跡		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 人)		
役務提供者	麻城跡を守る会会員 (実人数 人) (延人数 12人)		
予算額	収入額	26,932 円	支出額 26,932 円
決算額	内訳 受取交付金	26,932 円	内訳 諸謝金 6,000 円
			会議費 1,296 円
			消耗品費 19,636 円

自主事業 7

事業名	蛍の里づくり		
事業内容	麻小学校、二ノ宮小学校で自然環境の勉強会を行った。二ノ宮小学校に蛍の飼育を依頼して、3月24日に幼虫を高瀬川上流に放流した。蛍まつりを5月に実施、竹灯りとコラボをしてたくさんの方に来ていただいた。		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町町外住民 (延人数150人)		
役務提供者	蛍の里づくり会員 (実人数 人) (延人数 30人)		
予算額	収入額	73,504 円	支出額 73,504 円
決算額	内訳 受取交付金	73,504 円	内訳 諸謝金 46,154 円
			車両燃料費 3,160 円
			消耗品費 23,980 円
			通信運搬費 210 円

自主事業 8

事業名	パートナーを探せ！おせっかい隊		
事業内容	新型コロナウイルス感染症対策のため事業を行えなかった。		
実施日時			
実施場所			
参加者・受益者	高瀬町町内外住民 (延人数 人)		
役務提供者	パートナーを探せおせっかい隊会員 (実人数 人) まちづくり推進隊仁尾会員 (延人数 人)		
予算額	収入額	0 円	支出額 0 円

自主事業 9

事業名	へんろ小屋高瀬おせっ隊		
事業内容	お遍路さんのお接待やへんろ小屋周辺の掃除や整備を行った。 新型コロナウイルス感染症対策を確認しながらのお接待となった		
実施日時	10/3, 10/17, 11/7, 11/21, 12/5, 12/19, 1/9, 1/16		
実施場所	へんろ小屋高瀬おせっ隊		
参加者・受益者	お遍路さん (延べ人数 21人)		
役務提供者	へんろ小屋高瀬おせっ隊会員 (実人数 人) (延人数 65人)		
予算額	収入額	36,587 円	支出額 36,587 円
決算額	内訳 受取交付金	36,587 円	内訳 諸謝金 3,500 円
			消耗品費 24,107 円
			消耗備品費 8,980 円

自主事業 10

事業名	爺神山創生		
事業内容	爺神山周遊道路及び登山道のゴミ拾いや草刈りや雑木伐採などを行った。粗 毎年行っている粗大ゴミ回収は大型家電などが捨てられている。 3月には、国市池を美しくする会、竹林再生と合同で「国市池と竹あかりイベ ント」を開催し多くの方にご来場いただいた。		
実施日時	通年		
実施場所	爺神山		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 500人)		
役務提供者	爺神山創生会員・地域住民 (実人数 人) (延人数 87人)		
予算額	収入額	195,610 円	支出額 195,610 円
決算額	内訳 受取交付金	195,610 円	内訳 諸謝金 48,000 円
			消耗品費 44,902 円
			消耗備品費 78,000 円
			会議費 3,158 円
			リース料 10,000 円
			業務委託費 11,550 円

自主事業 11

事業名	コウノトリを守る会		
事業内容	コウノトリが定住できる環境をつくるためにビオトープ整備を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	岩瀬池周辺		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 人)		
役務提供者	コウノトリを守る会会員 (実人数 人) (延人数 67人)		
予算額	収入額	96,015 円	支出額 96,015 円
決算額	内訳 受取交付金	96,015 円	内訳 消耗品費 92,302 円
			修繕費 1,833 円
			租税公課費 1,800 円
			印刷製本費 80 円

自主事業 12

事業名	たかせ夏まつり		
事業内容	新型コロナウイルス感染症対策のため中止。 関係各所に中止のお知らせや事務作業をした。		
実施日時	3/22, 5/28,		
実施場所	みとよ未来創造館		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延べ人数 人)		
役務提供者	たかせ夏まつり実行委員会会員 (実人数 人) (延人数 10人)		
予算額	収入額	106,795 円	支出額 106,795 円
決算額	内訳 受取交付金	106,795 円	内訳 消耗備品費 94,800 円
			通信運搬費 11,995 円

自主事業 13

事業名	高瀬茶発祥の地整備		
事業内容	二ノ宮地区の茶畑の整備を行った。新型コロナウイルス感染症対策のため茶摘み体験などはできなかった。		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町内外住民		(延人数 人)
役務提供者	高瀬茶発祥の地整備会員、理事		(実人数 人) (延人数 48人)
予算額	収入額	142,397 円	支出額 142,397 円
決算額	内訳 受取交付金	142,397 円	内訳 諸謝金 20,000 円
			会議費 5,288 円
			消耗品費 38,149 円
			消耗備品費 69,960 円
			賃借料 9,000 円

自主事業 14

事業名	竹林再生		
事業内容	蛍の里づくりとコラボして竹あかりの展示。 3月には、国市池を美しくする会、爺神山創生と合同で「国市池と竹あかりイベント」を開催し多くの方にご来場いただいた。		
実施日時	5/29～6/5, 3/12		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町内外住民		(延人数 500人)
役務提供者	竹林再生会員、理事、事務局		(実人数 人) (延人数 50人)
予算額	収入額	149,341 円	支出額 149,341 円
決算額	内訳 受取交付金	149,341 円	内訳 諸謝金 69,690 円
			消耗品費 39,998 円
			消耗備品費 10,000 円
			印刷製本費 1,055 円
			会議費 1,598 円
			賃借料 27,000 円

3 総会、理事会、役員会の開催状況

(総 会)

会 議 名	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 通常総会		
事 業 内 容	新型コロナウイルス感染症対策し、総会を行った。		
開 催 日 時	令和3年4月17日(土) 18:00~	出席状況	出席者29名 委任状24名
実 施 場 所	みとよ未来創造館 3階 大ホール		
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和2年度事業報告並びに収支予算の承認について 第3号議案 令和3年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の承認について 第4号議案 令和3年度役員について		

(理 事 会)

会 議 名	第1回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和3年4月14日(水) 19:00~20:20	出席状況	理事17人 監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 令和3年度総会について		

会 議 名	第2回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和3年5月18日(火) 19:00~21:00	出席状況	理事 人 監事 人
審議及び議事内容	コロナ感染症対策のため中止		

会 議 名	第3回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和3年6月15日(火) 19:00~19:50	出席状況	理事14人 監事 人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 新拠点(旧まゆやまの名称)について 第3号議案 新拠点の運営について 第4号議案 里山愛好会 七宝山展望台への写真案内板設置について		

会 議 名	第4回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和3年7月20日(火) 19:00~20:10	出席状況	理事17人 監事 人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 自主事業連絡会について 第3号議案 旧まゆやまの名称及び運営方法について		

会 議 名	第5回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和3年8月17日（火） 19：00～21：00	出席状況	理事 人 監事 人
審議及び議事内容	コロナ感染症対策のため中止		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和3年9月14日（火） 19：00～21：00	出席状況	理事 人 監事 人
審議及び議事内容	コロナ感染症対策のため中止		

会 議 名	第7回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和3年10月19日（火） 19：00～19：50	出席状況	理事16人 監事 人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 令和4年度活動提案書について 第3号議案 ハーブティー販売について 第4号議案 まちづくり研修について 第5号議案 芋ほり体験について		

会 議 名	第8回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和3年11月17日（火） 19：00～20：00	出席状況	理事17人 監事 人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 まちづくり合同発表会について 第4号議案 まちステの利用料金について 第5号議案 ミニマルシェ開催について		

会 議 名	第9回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和3年12月21日（火） 19：00～20：00	出席状況	理事18人 監事 人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 令和4年度の理事について 第3号議案 総会について 第4号議案 もちもちマルシェ開催について 第5号議案 イベントの収支報告について		
会 議 名	第10回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和4年1月19日（火） 19：00～19：30	出席状況	理事17人 監事 人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 令和4年度役員・理事について 第3号議案 もちもちマルシェ開催について		

会 議 名	第11回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和4年2月16日（火） 19：00～21：00	出席状況	理事 人 監事 人
審議及び議事内容	コロナ感染症対策のため中止		

会 議 名	第12回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和4年3月23日（水） 19：00～20：00	出席状況	理事16人 監事 人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 令和3年度自主事業予算変更について 第3号議案 令和4年度総会について 第4号議案 令和4年度理事の退任と新任について		

決算報告書

第 10 期

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

香川県三豊市高瀬町下勝間 2 3 4 7 番地 1



活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取交付金 11,891,574

【事業収益】

事業 収益 1,083,380

【その他収益】

受取 利息 40

経常収益 計

12,974,994

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

事業 支出(事業) 1,000

業務委託費(事業) 298,102

諾 謝 金(事業) 396,719

印刷製本費(事業) 6,650

会 議 費(事業) 40,139

車両燃料費(事業) 3,160

通信運搬費(事業) 84,431

消耗備品費(事業) 695,035

消耗品 費(事業) 674,681

食 糧 費(事業) 1,685

修 繕 費(事業) 17,595

水道光熱費(事業) 68,143

賃 借 料(事業) 118,000

リース料(事業) 58,180

原材料費(事業) 77,060

保 険 料(事業) 43,130

租税 公課(事業) 116,500

支払助成金(事業) 700,000

その他経費計 3,400,210

事業費 計

3,400,210

【管理費】

(人件費)

給料 手当 5,779,290

役員 報酬 480,000

役員議事報償費 300,000

法定福利費 748,785

人件費計 7,308,075

(その他経費)

印刷製本費 117,708

会 議 費 10,725

車両燃料費 51,590

通信運搬費 177,177

消耗品 費 90,522

活 動 計 算 書

〔税込〕（単位：円）

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

水道光熱費	48,800	
減価償却費	437,207	
保 険 料	162,876	
諸 会 費	13,000	
リース 料	427,680	
租税 公課	3,450	
業務委託料	35,200	
支払手数料	313	
その他経費計	1,576,248	
管理費 計		8,884,323
経常費用 計		12,284,533
当期経常増減額		690,461
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		690,461
当期正味財産増減額		690,461
前期繰越正味財産額		4,015,073
次期繰越正味財産額		4,705,534

貸借対照表

特定非営利活動法人 まらづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 4年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,615,426
普通預金	1,912,162	預り金(源泉所得税)	2,316
現金・預金計	1,912,162	流動負債計	1,617,742
流動資産合計	1,912,162	負債合計	1,617,742
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
建 物	2,474,577	前期繰越正味財産額	4,015,073
構 築 物	1,724,267	当期正味財産増減額	690,461
機械及び装置	95,052	正味財産計	4,705,534
什器 備品	117,218	正味財産合計	4,705,534
有形固定資産計	4,411,114		
固定資産合計	4,411,114		
資産合計	6,323,276	負債及び正味財産合計	6,323,276

現金・預金計 1,912,162 円

負債の部合計 1,617,742 円

294,420 円

正味財産の部合計 4,705,534 円

固定資産合計 4,411,114 円

294,420 円

純粋な現金・預金残高 294,420 円

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 4年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金	1,912,162	
現金・預金 計	1,912,162	
流動資産合計		1,912,162

【固定資産】

(有形固定資産)

建 物	2,474,577	
構 築 物	1,724,267	
機械及び装置	95,052	
什器 備品	117,218	
有形固定資産 計	4,411,114	
固定資産合計		4,411,114

資産の部 合計 6,323,276

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金	1,615,426	
預り金(源泉所得税)	2,316	
流動負債 計		1,617,742
負債の部 合計		1,617,742

正味財産 4,705,534

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取交付金 11,891,574

前受交付金 1,615,426 円

受取交付金 11,891,574 円

【事業収益】

事業 収益 1,083,380

交付決定額 13,507,000 円

【その他収益】

受取 利息 10

経常収益 計

12,974,994

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

事業 支出 (事業) 1,000

業務委託費 (事業) 298,102

諸 謝 金 (事業) 396,719

印刷製本費 (事業) 6,650

会 議 費 (事業) 40,139

車両燃料費 (事業) 3,160

通信運搬費 (事業) 84,431

消耗備品費 (事業) 695,035

消耗品 費 (事業) 674,681

食 糧 費 (事業) 1,685

修 繕 費 (事業) 17,595

水道光熱費 (事業) 68,143

賃 借 料 (事業) 118,000

リース料 (事業) 58,180

原材料費 (事業) 77,060

保 険 料 (事業) 43,130

租税 公課 (事業) 116,500

支払助成金 (事業) 700,000

その他経費計 3,400,210

事業費 計

3,400,210

【管理費】

(人件費)

給料 手当 5,779,290

役員 報酬 480,000

役員議事報償費 300,000

法定福利費 748,785

人件費計 7,308,075

(その他経費)

印刷製本費 117,708

会 議 費 10,725

車両燃料費 51,590

通信運搬費 177,177

消耗品 費 90,522

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

水道光熱費	48,800	
減価償却費	437,207	
保険料	162,876	
諸会費	13,000	
リース料	427,680	
租税公課	3,450	
業務委託料	35,200	
支払手数料	313	
その他経費計	<u>1,576,248</u>	
管理費計		8,884,323
経常費用計		<u>12,284,533</u>
当期経常増減額		690,461
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		<u>690,461</u>
当期正味財産増減額		690,461
前期繰越正味財産額		<u>4,015,073</u>
次期繰越正味財産額		<u><u>4,705,534</u></u>


決算監査報告書

団体又はの名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 川江 秀樹 様

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の事業報告書、財産日録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 4年 4月 7日

団体の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

監事 大前 裕也 

監事 高木 裕巳 

これは決算監査報告書の原本と相違ありません。

香川県三豊市高瀬町下勝間2347番地1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

理事長 川江 秀樹



全 役 員 名 簿
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた機関
理 事 長	川江 秀樹	三豊市高瀬町下麻1000番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
副理事長	近藤 光子	三豊市高瀬町羽方2044番地29	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
副理事長	秋山 英俊	三豊市高瀬町上勝間1813番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
理 事	大平 淳子	三豊市高瀬町上高瀬1952番地7	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	宮崎 史郎	三豊市高瀬町比地2608番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	青野 秀清	三豊市高瀬町羽方802番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	小野 茂樹	三豊市高瀬町上高瀬1219番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	玉尾 哲也	三豊市高瀬町上麻乙519番地5	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	芳重 博文	三豊市高瀬町佐股甲1118番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	矢野 安雄	三豊市高瀬町下勝間1506番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	岩本 仁美	三豊市高瀬町上高瀬1244番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	丸橋 博行	三豊市高瀬町比地1769番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	豊島 三千代	三豊市高瀬町上勝間824番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	岡原 良二	三豊市高瀬町上勝間223番地2	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	関 智昭	三豊市高瀬町比地中1512番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	小野 真由美	三豊市高瀬町上麻198番地6	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	大西 信子	三豊市高瀬町佐股甲1983番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	真鍋 富士夫	三豊市高瀬町比地中2213番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
監 事	高木 知巳	東京都台東区池之端4-23-2-409	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無

監 事	大前 裕也	三豊市高瀬町新名667番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
-----	-------	----------------	------------------------	---

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市高瀬町下勝間2347番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、各種事業の自主的な企画運営を通じ、高瀬町民が将来に夢を持てるような、魅力的で活力溢れる故郷「高瀬町」を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 安全、安心、防災に資する事業
- (2) 環境保全に関する事業
- (3) 健康及び福祉の増進に資する事業
- (4) 関係団体と連携し、地域活性化に資する事業
- (5) 地域住民が相互に親交を深める事業
- (6) 地域社会が自立するための事業
- (7) その他目的達成のための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 第5条に規定する事業内容に賛同して入会した団体若しくは法人、又は個人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上18人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員が総辞職したときは、総辞職した日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 6 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面もしくは電子メールによる表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、

理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市高瀬町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高木 知巳
副理事長	高嶋 和弘
副理事長	大平 淳子
理事	青野 秀清
同	河野 博
同	中西 節夫
同	小野 真一
同	豊嶋 憲一
同	豊島 夕起子
同	宮崎 史郎

同	松本 鐵也
同	小野 秀樹
同	近藤 光子
監事	川江 秀樹
同	鴨田 郁夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

これは当法人の定款の原本に相違ありません

香川県三豊市高瀬町下勝間 2 3 4 7 番地 1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

理 事 長 川江 秀樹